

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月6日

【届出者の氏名又は名称】 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 介護事業部長 矢野功

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
(東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メッセージをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。)及び公開買付者が第一回公開買付け成立後に実施する予定の公開買付け(以下「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。)は、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、大部分の役員は日本の居住者であるため、本件両公開買付けに関して米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。これらの会社又はその役員に対して、米国の証券関連法への違反を理由として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。また、これらの会社又はその役員その他の関連者をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。また、本件両公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本件両公開買付けには適用されず、本件両公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。

- (注8) 本件両公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本件両公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常のカンダリー業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)項の要件に従い、本件両公開買付けの開始前、又は本件両公開買付けの買付け等の期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本件両公開買付けによらず取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、ウェブサイトその他の開示方法により英語での開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月21日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成27年12月21日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

公開買付届出書の添付書類

平成27年12月21日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得をすることはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、平成27年12月8日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成28年1月7日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得をすることはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされています(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、平成27年12月8日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されておりましたが、本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から平成28年1月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を平成28年1月5日に受領したため、平成28年1月4日をもって措置期間が終了し、また、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から27日間に短縮する旨の平成28年1月4日付「禁止期間の短縮の通知書」を平成28年1月5日に受領したため、平成28年1月4日をもって取得禁止期間が終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成28年1月4日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第785号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第786号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

(訂正前)

<前略>

(注3) (a)マイナンバー(個人番号)について(個人株主の場合)

<中略>

	個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
	個人番号カード(両面)(裏面は本人確認書類となります。)	

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注3) (a)マイナンバー(個人番号)について(個人株主の場合)

<中略>

	個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
	個人番号カード(両面)(表面は本人確認書類となります。)	

<後略>

8【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	保険業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注)	23,400,000
計(b)				23,400,000

<後略>

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	保険業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注)	23,400,000
計(b)				23,400,000

<後略>

公開買付届出書の添付書類

平成27年12月21日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(9) 応募の方法及び場所

(訂正前)

< 前略 >

(注3) (a)マイナンバー(個人番号)について(個人株主の場合)

< 中略 >

	個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
	個人番号カード(両面)(裏面は本人確認書類となります。)	

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注3) (a)マイナンバー(個人番号)について(個人株主の場合)

< 中略 >

	個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
	個人番号カード(両面)(表面は本人確認書類となります。)	

< 後略 >